

結婚して新生活を始めるための費用を助成します！

町内で結婚生活をスタートする新婚世帯に、住居費や引越費用などの一部を助成します。

- 支給対象者 令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻届を提出し受理され、町内在住の39歳以下の夫婦で、夫婦の合計所得が500万円未満
- 対象経費 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの結婚を機に生じる費用
・住宅の取得、賃貸、リフォーム費用、引越費用
※住宅の取得、リフォーム費用については、婚姻日より前に住宅を取得、リフォームした場合、婚姻日から起算して1年以内に取得、リフォームしたもの
- 補助金額 ・夫婦ともに婚姻日（婚姻届を提出し、受理された日）において29歳以下の場合、1世帯あたり上限60万円
・上記以外の場合、1世帯あたり上限30万円
- 交付申請について 補助金の交付を受けるには、交付申請の手続きが必要です。
その他条件がありますので、詳細は町ホームページをご覧ください。健康こども課子育て支援担当にお問い合わせください。

問合せ 健康こども課 子育て支援担当 ☎66・3111 内線134

带状疱疹任意予防接種についてのお知らせ

町では、带状疱疹任意予防接種を受けた方に対する費用の助成を行っております。
実施方法については、下記をご覧ください。接種医療機関の医師とご相談の上接種をしてください。

- 1 接種対象者 接種日に50歳以上の方で、定期予防接種の対象でない方
(過去に带状疱疹ワクチンを接種された方は対象外となります。)

2 接種回数・助成金額

ワクチンの種類	水痘ワクチン (生ワクチン)	带状疱疹ワクチン (不活化ワクチン)
接種回数	1回	2回
助成金額	接種費用の2分の1 (上限5,000円)	1回につき 接種費用の2分の1 (上限10,000円)

- 3 接種期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日まで
※带状疱疹任意予防接種については、令和7年度をもって終了を予定しております。
令和8年度以降は、定期予防接種の対象者のみとなりますので、接種を希望される方は今年度中の接種をご検討ください。

- 4 接種方法 (1) 医療機関に接種の予約をしていただき、接種日に予防接種を受けてください。
(2) 医療機関の窓口で接種料の全額をお支払いください。
(3) 接種後、次の書類をお持ちになって役場窓口で助成金の申請をしてください。
・予防接種を受けたことを証明する書類（予防接種済証等）
・医療機関が発行した領収書
・振込先の口座情報がわかるもの（通帳・キャッシュカード等）

問合せ 健康こども課 健康づくり担当 ☎66・3111 内線132、133